

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン
2024（令和6）年9月版からの主な改正内容

改正内容	改正理由
軽微な修正	・より分かりやすいものとするための変更・追記 ・時点の修正 等

主な改正内容の詳細は次ページ以降参照

総量削減義務と排出量取引制度における排出量取引運用ガイドライン新旧対照表（主な更新箇所）

頁	新規定	旧規定								
表紙	2024(令和7)年4月	2024(令和6)年9月								
37	④管理口座の開設、登録情報の確認 送付された口座簿利用者番号及び暗証番号を総量削減義務と排出量取引システムに入力してログインすることで、開設された口座にアクセスし、口座開設状況を確認することができる。 ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」30～33ページ https://www10.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage	④管理口座の開設、登録情報の確認 送付された口座簿利用者番号及び暗証番号を総量削減義務と排出量取引システムに入力してログインすることで、開設された口座にアクセスし、口座開設状況を確認することができる。 ⇒(関連資料)「システム操作マニュアル(口座保有者)」27～30ページ https://www9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/tradingaccount/auth/TpPage								
76	表2－3－14 埼玉県的一般管理口座からクレジットを取得する場合の諸規定 <table><tr><th></th><th>一般管理口座</th></tr><tr><td>取得対象となるクレジット</td><td> ・埼玉連携クレジット(超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの。県内中小クレジットについては、第3計画期間を算定対象として発行されたもの) ・超過削減量(東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間を算定対象として東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) </td></tr></table>		一般管理口座	取得対象となるクレジット	・埼玉連携クレジット(超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの。県内中小クレジットについては、第3計画期間を算定対象として発行されたもの) ・超過削減量(東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間を算定対象として東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの)	表2－3－14 埼玉県的一般管理口座からクレジットを取得する場合の諸規定 <table><tr><th></th><th>一般管理口座</th></tr><tr><td>取得対象となるクレジット</td><td> ・埼玉連携クレジット(超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの。県内中小クレジットについては、第3計画期間に発行されたもの) ・超過削減量(東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間に東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) </td></tr></table>		一般管理口座	取得対象となるクレジット	・埼玉連携クレジット(超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの。県内中小クレジットについては、第3計画期間に発行されたもの) ・超過削減量(東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間に東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの)
	一般管理口座									
取得対象となるクレジット	・埼玉連携クレジット(超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの。県内中小クレジットについては、第3計画期間を算定対象として発行されたもの) ・超過削減量(東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間を算定対象として東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの)									
	一般管理口座									
取得対象となるクレジット	・埼玉連携クレジット(超過削減量については、基準排出量が15万t-CO₂以下であって、埼玉県の目標設定型排出量取引制度における目標の達成が確認された事業所で創出されたもの。県内中小クレジットについては、第3計画期間に発行されたもの) ・超過削減量(東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間に東京都で発行され、埼玉県の削減量口座簿に移転されているもの)									

78	表 2－3－15 埼玉県的一般管理口座へクレジットを移転する場合の諸規定	表 2－3－15 埼玉県的一般管理口座へクレジットを移転する場合の諸規定								
	<table><tr><td></td><td>一般管理口座</td></tr><tr><td>移転対象となるクレジット</td><td>・超過削減量(総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間を算定対象として発行されたもの) ・埼玉連携クレジット(埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの)</td></tr></table>		一般管理口座	移転対象となるクレジット	・超過削減量(総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間を算定対象として発行されたもの) ・埼玉連携クレジット(埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの)	<table><tr><td></td><td>一般管理口座</td></tr><tr><td>移転対象となるクレジット</td><td>・超過削減量(総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間に発行されたもの) ・埼玉連携クレジット(埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの)</td></tr></table>		一般管理口座	移転対象となるクレジット	・超過削減量(総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間に発行されたもの) ・埼玉連携クレジット(埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの)
	一般管理口座									
移転対象となるクレジット	・超過削減量(総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間を算定対象として発行されたもの) ・埼玉連携クレジット(埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの)									
	一般管理口座									
移転対象となるクレジット	・超過削減量(総量削減義務の履行が確認された事業所で創出されたもの) ・都内中小クレジット(第3計画期間に発行されたもの) ・埼玉連携クレジット(埼玉県で発行され、東京都の一般管理口座に移転されているもの)									
94	11 オンライン提出 2025(令和7)年10月より、排出量取引に係る一部申請書類は、総量削減義務と排出量取引システムより、オンラインで提出することが可能となる予定である。オンライン提出の利用開始に当たっては、オンライン提出利用希望届出書(紙(要押印))を提出することが必要である。東京都にて当該届出書を確認して、利用開始登録後、システムにログインし、オンライン提出が可能な申請書(押印不要)をシステム上にアップロードすることが可能となる。	11 オンライン提出 2025(令和7)年10月より、排出量取引に係る一部申請書類は、総量削減義務と排出量取引システムより、オンラインで提出することが可能となる予定である。オンライン提出の利用開始に当たっては、オンライン提出利用希望届出書(紙(要押印))を提出することが必要であるが、当該届出書の提出後は、システムにログインし、オンライン提出が可能な申請書(押印不要)をシステム上にアップロードすることが可能である。								
112	Q22. 東京都の排出量取引における会計及び税の取扱いについて知りたいです。 会計の取扱いの例については、「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方」に記載しています。また、税の取扱いについては、東京国税局から回答の得られた内容について制度ホームページで公開しています。 会計及び税務の取扱いに関しては、こちらを御参照ください。 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/trade-index-files-kaikei_kihonteki_kangaekata_1008 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/kaikei202411	Q22. 東京都の排出量取引における会計及び税の取扱いについて知りたいです。 会計の取扱いの例については、「東京都環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度の会計処理に関する基本的考え方」に記載しています。また、税の取扱いについては、東京国税局から回答の得られた内容について制度ホームページで公開しています。 会計及び税務の取扱いに関しては、こちらを御参照ください。 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/trade-index-files-kaikei_kihonteki_kangaekata_1008 ■ https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kankyo/kaikei202310								

第 4 号様式 オンライン提出利用希望届出書（指定管理口座）

令和 年 月 日

東京 都 知 事 殿

届出者

住 所

氏 名

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

オンライン提出利用希望届出書(指定管理口座)

排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 5 条の22ほか）を電
子にて申請することを次のとおり届け出ます。

口座番号			
事業所の名称			
電 子 申 請 者	属性		
	氏名		
	総量削減義務と排出量取引 システムID		
	オンライン提出時に使用する メールアドレス		
通知受領に関する同意欄		☐ 通知をオンラインで受領することに同意します。	
添付書類		別添のとおり	
振 替 可 能 削 減 量 等 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
備考			
※受付欄			

第 4 号様式 オンライン提出利用希望届出書（指定管理口座）

令和 年 月 日

東京 都 知 事 殿

届出者

住 所

氏 名

法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

オンライン提出利用希望届出書(指定管理口座)

排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 5 条の22ほか）を電子
にて申請することを次のとおり届け出ます。

事業所の名称			
口座番号			
電 子 申 請 者	属性		
	氏名		
	総量削減義務と排出量取引 システムID		
	オンライン提出時に使用する メールアドレス		
添 付 書 類		別添のとおり	
振 替 可 能 削 減 量 等 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名		
	郵便番号		
	住所		
	所属名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX番号		
	メールアドレス		
備考			
※受付欄			

117 第5号様式 オンライン提出利用希望届出書（一般管理口座）

令和 年 月 日	
東京都知事 殿	届出者
	住 所
	氏 名
法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
オンライン提出利用希望届出書(一般管理口座)	
排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22ほか）を電子にて申請することを次のとおり届け出ます。	
口座番号	
事業者の名称	
電 子 申 請 者	氏名
	総量削減義務と排出量取引 システムID
	オンライン提出時に使用する メールアドレス
通知受領に関する同意欄	☐ 通知をオンラインで受領することに同意します。
添付書類	別添のとおり
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
備考	
※受付欄	

第5号様式 オンライン提出利用希望届出書（一般管理口座）

令和 年 月 日	
東京都知事 殿	届出者
	住 所
	氏 名
法人にあっては名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地	
オンライン提出利用希望届出書(一般管理口座)	
排出量取引に関する申請（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22ほか）を電子にて申請することを次のとおり届け出ます。	
事業者の名称	
口座番号	
電 子 申 請 者	氏名
	総量削減義務と排出量取引 システムID
	オンライン提出時に使用する メールアドレス
添 付 書 類	別添のとおり
振 替 可 能 削 減 量 の 管 理 を 行 う 部 署 等 の 連 絡 先	会社名
	郵便番号
	住所
	所属名
	担当者名
	電話番号
	FAX番号
	メールアドレス
備考	
※受付欄	